

人間性心理学会会員の皆さま

研究倫理について常にご留意いただき、自覚を持って行動される学会員の皆さまのおかげで、倫理委員会が発足後大きな倫理上の問題を審議することなく、3年が過ぎました。皆様のご留意に感謝します。

懸案の倫理綱領の改定について、これまで3年間「人間性心理学研究」における特集をはじめとして、皆様のご意見を伺う機会を設けてきました。ここに、現在倫理委員会、および常任理事会にて合意された改訂案をお示しいたします。9月の学会で承認されることを目指しています。会員の皆さまのご意見をいただければ、その内容について再考いたします。倫理委員会、理事会を経て、総会において最終決定をしたいと考えておりますので、ご意見があればお寄せいただければ幸いです。

どうぞよろしく願いいたします。

倫理委員長 松本 剛 (tmatsumt@hyogo-u.ac.jp)

日本人間性心理学会 倫理綱領 (改定案)

日本人間性心理学会 倫理綱領 (改定案) (2020. 9. 5)	日本人間性心理学会 倫理綱領 (2006. 11. 制定)
前 文 <u>人間性心理学は、価値志向的存在としての人間のありようを重要視してきた。</u> 日本人間性心理学会は、人間性を理解し、その回復と発達に寄与することにより、世界への貢献を果たし得る心理学を構築することを目的としている。 <u>人間性心理学における倫理的配慮は、個々人が主体的に人間存在を尊重し、自らの価値としての倫理志向性が問われるもので</u>	前 文 日本人間性心理学会は、人間性を理解し、その回復と発達に寄与することにより、世界への貢献を果たし得る心理学を構築することを目的としている。人間は自然の一部であり、万物と共に生き、かつ生かされている存在である。会員は、この人間性心理学の視点に立って研究と実践を推進し、その啓発に努める。このために以下の条項を定める。

<p>なければならない。<u>倫理綱領は、会員としての共通理解の上に、常に自らの課題として見直され、会員相互のコンセンサスに配慮されたものとする。</u>会員は、この人間性心理学の視点に立って研究と実践を推進し、その啓発に努め<u>なければならない。</u>このために<u>会員の共通理解として</u>以下の条項を定める。</p>	
<p>1 基本的人権の尊重 会員は、人間性心理学の研究と実践にあたり、基本的人権を尊重する。</p>	<p>1 基本的人権の尊重 会員は、人間性心理学の研究と実践にあたり、基本的人権を尊重する。</p>
<p>2 会員の務め 会員は、人間性心理学の研究者、実践者として、自己研鑽に努め、白らの資質の向上をはかることを務めとする。</p>	<p>2 会員の務め 会員は、人間性心理学の研究者、実践者として、自己研鑽に努め、白らの資質の向上をはかることを務めとする。</p>
<p>3 目的の開示と必要な情報の提供 会員は、研究と実践にあたり、当事者に目的を十分に説明し、必要な情報を提供する。また当事者の意に反して研究、実践を行わない。</p>	<p>3 目的の開示と必要な情報の提供 会員は、研究と実践にあたり、当事者に目的を十分に説明し、必要な情報を提供する。また当事者の意に反して研究、実践を行わない。</p>
<p>4 情報の管理 会員は、<u>インフォームド・コンセントに配慮し、</u>研究と実践に際して得られた情報の管理については慎重かつ厳重にし<u>て、みだりにそれらの内容を</u>他に漏らさない。とくにそれらの情報を、当事者に告げた以外の目的に流用しない。また研究報告を公表する場合にも、その及ぼす影響を十分に考慮する。</p>	<p>4 情報の管理 会員は、研究と実践に際して得られた情報の管理については慎重かつ厳重にし、みだりに他に漏らさない。とくにそれらの情報を、当事者に告げた以外の目的に流用しない。また研究報告を公表する場合にも、その及ぼす影響を十分に考慮する。</p>
<p><u>5 倫理配慮の具体的取組</u> <u>倫理配慮に関する具体的な取組については別に定める。(年次大会時の倫理ガイドライン、人間性心理学研究編集倫理ガイドライン) 会員はこれらを遵守する。</u></p>	

<p><u>6</u> 綱領の遵守</p> <p>会員は、研究と実践において、本倫理綱領の意図を汲み取り、遵守するように努める。</p>	<p>5 綱領の遵守</p> <p>会員は、研究と実践において、本倫理綱領の意図を汲み取り、遵守するように努める。</p>
<p>付 則</p> <p>1. 本綱領の改訂は、総会の承認を必要とする。</p> <p>2. 2006年11月4日制定</p> <p><u>3. 2020年9月5日改訂(案)</u></p>	<p>付 則</p> <p>1. 本綱領の改訂は、総会の承認を必要とする。</p> <p>2. 2006年11月4日制定</p>